

# ドーピング まめちしき!

Vol.27

嶋元医院 院長 嶋元 徹  
ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

## 禁止薬を含んだ薬を飲んだ時の対応

大会期間中に選手から、「実は今この薬を飲んでいます。」「数日前にこの薬を飲みました。」とカミングアウトされることがあると、大会に帯同する指導者やトレーナーの方から話を聞くことがあります。十分注意していても大会中などに、禁止薬を含んだ薬剤を服薬したことが判った時の対応について、ご紹介します。

禁止薬を含んだ薬剤を服薬したことが判った場合、まずは、直ちに服薬を中止し、薬剤は選手本人が保管してください。次ぎに、その薬剤を服薬するようになった経緯を思い出し、いつからどんな症状があったかや薬の購入場所、日時、服薬量、服薬回数等を記録します。医療機関で処方された場合は、医療機関に問い合わせ、医師に診断書と、可能であれば治療経過を書類にしてもらいましょう。

また、ドーピング検査の対象になった場合は、検査員に自分でわかる範囲のことは伝えてください(ただし、検査の時の伝えた内容はその後の判断の参考にはなりません。ただ、自分で自覚があった意思表示はしておくべきでしょう)。検査で陽性になった場合、聴聞会での事情説明は選手本人がする必要があります。上記の様な内容の説明が十分にできなければ、うっかりドーピングといえども罰則の軽減の可能性はありません。

このようなことが起こらないように、普段から薬剤、サプリメント等には十分すぎるほどの注意をしてください。



- ① 禁止薬を含んだ薬剤を服薬したことが判ったら、すぐに服用を中止する
- ② いつからどんな症状があったか、購入場所、日時、服薬量、服薬回数を記録する
- ③ 医療機関で処方された場合は、医療機関で診断書と治療経過を書類をもらう